

相次ぐ留置場保護室内 虐待死事件に寄せて

⑦

田鎖麻衣子

本稿執筆時点は一月二五日。愛知県警岡崎警察署の留置場保護室で被拘留者の男性が亡くなった一二月四日から、まもなく一年になる。

事件発生から一ヶ月後には、「県警は全容解明に向け調査を急ぐ」とともに、特別公務員

暴行陵虐容疑などでの立件も視野に調べている。との報道がなされた(二〇二三年一月四日付時事)。しかし、その後、立件の報には接しない。愛知県警のHPにも、調査結果は掲載されていない。辛うじて、愛知県留置施設視察委員会の活動内容として、「今後の留置施設の適正な管理運営のために」、「調査が

終わりましたら、調査結果及び改善策の情報提供をしてください」との意見が同委員会から留置業務管理者に述べられ、これに対して調査が終了したら結果及び改善策を報告するとの回答が掲載されているに留まる。

他方、岡崎署事件の約二週間後に発生した大阪府警浪速警察署保護室での男性死亡事件についてはどうか。大阪府留置施設視察委員会の意見は、二〇二二年九月に発生した福島警察署での死亡事案について記載があるもの

の、浪速署事案については一言も触れていない。たしかに福島署事案は、当時メディアで騒がれていた殺人被疑

事件の被疑者が自殺し、しかも、発覚当初に府警が虚偽説明をしていたという、大いに問題のケースではある。だが、この事件を受けて府警が自殺防止対策を厳格化するなか、浪速署は、保護室に収容した男性を二四時間体制で対面にて監視しながら、彼が求めた医療は提供せず、ついに死亡するに至らしたためである。これは文字通り「見殺し」ではあるまいか。なぜ看過するのか理解できない。

留置施設視察委員会は二〇〇六年の法改正により翌〇七年から設置された機関だが、政府はこれを「部外の第三者からなる」組織と説明する。たしかに視

察委員は警察職員以外の人物から選任されるが、ゆえに警察組織から独立しているかという問題がある。弁護士が委員として選任されていても、必ずしも弁護士が推薦した人物とは限らず、警察からの「一本釣り」による場合があり、先の大阪府留置施設視察委員会がこれにあたる。このため、国連拷問禁止委員会からは「独立かつ効果的な査察メカニズムの欠如」について「深刻な懸念」が表明

年五月)を提出しないまま、今日に至っている。留置施設視察委員会の設置から十五年以上が経過し、弁護士会をはじめ国内の市民社会においても、積極的に改革を意図した動きはないように見受けられる。

課題があるのは留置施設視察委員会だけでない。本年六月に公表された「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」による「提言書」では、「刑事施設視察委員会制度の運用改善」についても述べられている。当面の「改善」策としての当該提言を否定する趣旨ではないが、そもそも独自の事務局も持た

ず、委員の日当以外に予算も手当てされない機関になしうるモニタリングには、質量ともに限界がある。

拷問禁止委員会からは、拷問等禁止条約選択議定書(OPCAT)の批准も繰り返し求められている。これは、二〇〇二年に採択され、二〇〇六年に発効した議定書で、その目的は「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」を防止するため、拘禁場所(留置場や刑事施設に限らず、精神科病院や医療観察制度における指定入院医療機関なども対象となる)への国際的および国内的機関による定期的訪問制度を

設置することにある。締約国には、拘禁場所を訪問する、政府から独立した機関を「国内防止メカニズム」として設置・指定または維持することが求められる。二〇二二年二月現在で九一ヶ国が批准、一三ヶ国が署名しているが、日本国内での関心は低いと言わざるを得ない。

実は、日本政府は、国連人権理事会の普遍的定期的審査(直近の審査は本年一月実施)において、OPCATにおいて、OPCATに拒否を拒否してはいない。死刑や代用監獄制度の廃止と異なり、正面から拒否しづらい勧告なのである。刑事手続のみならず、拘禁場所に対するモニタリ

ング制度も「ガラパゴスの状況」をきたすことのないよう、OPCAT批准に向けた取組が必要である。

追記 脱稿後の一二月一日、愛知県警が岡崎署の留置担当職員ら九名らを書類送検し遺族に謝罪したこと、警察

庁が再発防止策を推進したことなどが報道された。これらについて、は次号以降にて見解を述べることとしたい。